

公益社団法人青森県診療放射線技師会役員選任規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「本会」という。）役員を選任について、定款に定めるものを除き、定款細則第29条及び31条に基づき、必要な事項を定める。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第2条 定款第18条第3項及び第22条第1項に定める役員を選任については、定款細則第26条第1項第5号に定める選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 理事会は、理事会が必要と議決した人事の選任を委員会に付託することができる。

(構成)

第3条 委員会は、4名以上6名以内の委員で構成し、委員のうち1名を委員長とする。

2 委員は、理事会において選任する。ただし、役員および当該選挙の候補者は、委員になることができない。

3 委員長は、委員の互選によって選定する。委員長が不在のときは、委員会の会議（以下「会議」という。）の招集、その他必要な事項に関し、会長がこれを行う。

4 委員会の人事が決定したときは、委員会は、すみやかにその内容を会員に周知しなければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、委員の補充をする。ただし、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議の議長は、委員長が行う。

4 議事は、出席した委員の過半数により決する。可否同数の場合は、委員長が決する。

(会務)

第6条 委員会は、次の会務を行う。

- (1) 役員選任の告示
- (2) 立候補者の受付と候補者氏名の告示
- (3) 選任の表決の管理と選任の確認
- (4) その他、選挙管理に必要な事項

2 委員会は、選任結果を総会において、会員に報告しなければならない。

(告示)

第7条 選挙の告示は、当該総会の60日前以上とする。

- 2 立候補者の受付期間は、30日間とし、候補者氏名の告示は、届出締め切り後20日以内に行わなければならない。
- 3 委員会は、候補者が定数に満たないとき、又は届出締め切り後辞退等により定数に満たないときは、理事会に候補者を推薦させることができる。

第3章 立候補

(立候補の種別)

第8条 立候補の種別は、理事候補者及び監事候補者とする。

(立候補の手続き)

第9条 理事及び監事に立候補する者は、役員立候補届(「様式第1号」)を第7条第2項に定める期間に委員会に提出しなければならない。ただし、同条第3項による届け出は、その限りではない。

- 2 会員は、前項による候補者以外の者をその者の承認を得て、候補者として推薦することができる。
- 3 会員以外の監事候補者は、理事会で1名推薦する。

第4章 表決

(総会決議の表決)

第10条 表決は、当該総会出席正会員により総会会場で行う。

- 2 表決方法は、委員会が定める。

第5章 当選者

(選任)

第11条 定款第18条第3項に定めるように、出席した当該正会員の議決権の過半数を超えた得票数の多い順に定数の枠に達するまでをもって選任の議決とし、当選者とする。

2 役員数をこえ、同数の得票の候補者が複数いるときは、当該候補者について、決選投票を行う。

第6章 雑則

(規程の変更)

第12条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるほか、必要な事項については、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年4月29日より施行する。